

## 在日米軍再編問題について

### I. 在日米軍再編問題の経緯

□平成18年4月28日

防衛施設長官が来庁。最終報告の取りまとめに向けた政府の考え方について説明

□平成18年5月2日

日米安全保障協議委員会共同発表で、「再編実施のための日米のロードマップ」が示されたことを受け、市長が国からの要請を受けて上京し、防衛庁事務次官と協議

□平成18年5月12日

広島防衛施設局長が来庁。ロードマップの概要説明を行う。

□平成18年5月17日

防衛施設長官が来庁。再編案に対する地元の懸念事項等について説明するとともに、併せて地元の理解と協力を求める。

今後とも協議を継続していくことを双方で確認

□平成18年5月30日

政府は、在日米軍再編の実施方針を閣議決定

### II. 「再編実施のための日米のロードマップ」の概要（岩国基地関係部分）

#### 〔概観〕

この文書（ロードマップ）には、2005年10月29日に公表された、日米安全保障協議委員会文書「日米同盟：未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）の、個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めたものが反映されているとの記述

（中 略）

#### 〔実施に関する主な詳細〕

（中 略）

### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団（米空母艦載機）の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C（57機）及びC-2航空機（2機）から構成され、  
(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等（17機）の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊（空中給油機12機）は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリ（8機）は、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

(中 略)

#### 6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

(以後略)

#### III. 再編に伴う米軍及び海上自衛隊の移駐人員等について

- 厚木から岩国への移駐については、現時点では空母艦載機部隊約1,900人、家族約1,700人、コミュニティ・サポート従事者約200人を見込んでいる。
- 普天間から岩国への移駐については、現時点では空中給油機部隊約300人、コミュニティ・サポート従事者約40人を見込んでおり、家族の人数は確認中
- 岩国からグアムへの移駐については、輸送ヘリ部隊約180人を見込んでいる。
- 岩国から厚木への移駐については、現時点で海自隊員約700人、家族約900人を見込んでいる。

#### IV. 閣議決定について〔概 要〕

- 平成18年5月30日に、在日米軍再編を実施するため、必要な措置をとる政府方針を正式に決めるための、閣議決定がなされた。
- 再編関連措置（厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐を含む。）については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。
- 再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、わが国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興等の措置を実施するものとする。
- このような考え方のもと、法制面および経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。